平成２９年（フ）第６５号
香川県丸亀市三条町1553番地５
破産者　宮崎　正則
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１１３号
大分市大字城原2551番地の９（有料老人ホームとまと）
破産者　冨沢　嘉公
１　決定年月日　平成29年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９０号
秋田県横手市横手町六ノ口２　ユニシア六ノ口ハイツ、住民票上の住所秋田市港北新町12番７号
破産者　根　　正樹
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３号
秋田県横手市四日町５番20号
破産者　佐々木政吉
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３０号
秋田県横手市安田字堂山220番地４（住民票上の住所　秋田県仙北郡美郷町六郷字高田４番地）
破産者　中野　和之
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３７号
秋田県湯沢市表町３丁目２番32号
破産者　兼田　一雄
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４８号
福島県郡山市安積町荒井字橋郎治59番地の１さくらマンション201号
破産者　宮田　直行
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
茨城県筑西市向川澄82番地１
破産者　髙橋　節子
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０５号
茨城県筑西市向川澄82番地１
破産者　髙橋　一美
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３８号
茨城県古河市中田323番地１、前住所青森県三沢市上久保４丁目31番地3978号
破産者　上野　憲一
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８２号
茨城県古河市東山田1815番地330、開始決定時の住所茨城県古河市諸川1133番地４
破産者　初澤　武夫
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８３号
茨城県古河市東山田1815番地330、開始決定時の住所茨城県古河市諸川1133番地４
破産者　初澤　和子
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５１５号
横浜市金沢区柴町365番地２　シーブリーズ金沢４－308
破産者　眞野　義明
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１９号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅13街区５棟103号
破産者　真島　昭彦
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３８号
横浜市戸塚区前田町504番地25
破産者　武山喜美夫
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３６号
横浜市緑区鴨居４丁目23番１号
破産者　川上　孝廣
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８２号
横浜市青葉区桜台１番地39
破産者　山田　啓明
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３３２号
横浜市青葉区荏田町677番地１　リバーサイド大久保401
破産者　川島　順子
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４１号
横浜市港南区野庭町629番地　野庭住宅１棟301号
破産者　成山　　博
１　決定年月日　平成29年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部